

福島市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

福島市長 馬場雄基

福島市規則第 72 号

福島市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「条例第4条」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第107条第1項」に、「は後期高齢者医療保険料納入通知書（様式第1号）により、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）」を「及び法」に、「後期高齢者医療保険料特別徴収開始通知書（様式第2号）」を「、後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書（様式第1号）」に改め、同条第2項中「後期高齢者医療保険料特別徴収変更（中止）通知書（様式第3号）」を「後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収額変更・中止通知書（様式第2号）」に改める。

第3条中「後期高齢者医療保険料督促状（様式第4号）」を「督促状（様式第3号）」に改める。

第5条第1項中「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同条第2項中「様式第6号」を「様式第5号」に改め、同条第4項中「様式第7号」を「様式第6号」に改める。

第6条第1項中「後期高齢者医療保険料過誤納金還付・充当通知書（様式第8号）」を「還付（充当）通知書（様式第7号）」に改め、同条第2項中「後期高齢者医療保険料過誤納金還付・充当通知書を受理した場合又は」を削り、「後期高齢者医療保険料過誤納金還付請求書（様式第9号）を提出しなければならない」を「還付請求書（様式第8号）を提出するものとする」に改める。

第7条第2項中「様式第10号」を「様式第9号」に改める。

様式第1号から様式第9号までを次のように改める。

年度 後期高齢者医療保険料 納入通知書 兼 特別徴収開始通知書

福島市長

印

年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり徴収することに決定しましたので通知します。

決定(変更) 理由	
徴収決定年月日	

期別・月	決定		*		納期限
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	
1期 4月			*	*	
2期 5月		*	*		
3期 6月			*	*	
4期 7月		*			
5期 8月			*	*	
6期 9月		*			
7期 10月			*	*	
8期 11月		*			
9期 12月			*	*	
0期 1月		*			
1期 2月			*	*	
2期 3月		*			
過年 1期			*		
過年 2期			*		
過年 3期		*			

あなた様の納付方法は下記のとおりです。	
納付方法	
特別徴収 義務者	
特別徴収 対象年金	
特別徴収 年金現行額	
普通徴収分 口座情報	

○審査請求及び取消訴訟

1 この通知書に記載された処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県後期高齢者医療審査会に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島市を被告として（訴訟において福島市を代表する者は福島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消しの訴えを提起することができます。

年度 後期高齢者医療保険料 納入通知書 兼 特別徴収額変更・中止通知書

福島市長

印

年度分の後期高齢者医療保険料額について次のとおり徴収額を変更しましたので通知します。

決定（変更）理由		【期別保険料額】				
徴収決定年月日		変更後		変更前		納期限
		普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	
1期	4月					
2期	5月					
3期	6月					
4期	7月					
5期	8月					
6期	9月					
7期	10月					
8期	11月					
9期	12月					
0期	1月					
1期	2月					
2期	3月					
退年	1期					
退年	2期					
退年	3期					
合計額						
普通徴収分 口座情報						

○審査請求及び取消訴訟

- この通知書に記載された処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県後期高齢者医療審査会に対して、審査請求することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。）。
- 上記1の審査請求に対する裁決を終た場合に限り、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、福島市を被告として（訴訟において福島市を代表する者は福島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内であっても、この審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を終ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消しの訴えを提起することができます。

督促状

口座番号	
加入者名	

納付義務者	
通知書番号	
未納額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計金額	円

納期限	
指定期限	

備考	
----	--

上記の保険料につきましては、指定の納期限を経過しておりますが、現在未納となっておりますので、ご確認のうえ、至急お近くの金融機関で納付してください。

福島市長

印

上記のとおり領収しました。

領收印押印

様式第4号(第5条関係)

後期高齢者医療保険料延滞金減免申請書

福島市長

次のとおり 年度分後期高齢者医療保険料延滞金の減免を受けたいので申請します。

申請年月日		年 月 日
申請者氏名	本人との関係	
申請者住所	電話番号	

*申請者が被保険者本人の場合、申請者住所・電話番号は記載不要

フリガナ	-----	生年月日	年月日
被保険者氏名		性別	男・女
住所	電話番号		

申請理由	
------	--

期別	保険料額	納付年月日	算出した延滞金	減免を受けた延滞金
8月(1期)				
9月(2期)				
10月(3期)				
11月(4期)				
12月(5期)				
1月(6期)				
2月(7期)				
合計額				

様式第5号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

福島市長

印

後期高齢者医療保険料延滞金減免決定(却下)通知書

年 月 日にあなたが行った 年度分後期高齢者医療保険料延滞金の減免申請について次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名 被保険者番号

決定年月日 年 月 日
決定事項

却下理由

期別	保険料額	納付年月日	算出した 延滞金	減免を受ける 延滞金
8月(1期)				
9月(2期)				
10月(3期)				
11月(4期)				
12月(5期)				
1月(6期)				
2月(7期)				
合計額				

○審査請求及び取消訴訟

1 この通知書に記載された処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県後期高齢者医療審査会に対して、審査請求することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島市を被告として（訴訟において福島市を代表する者は福島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

福島市長

印

後期高齢者医療保険料延滞金減免決定取消通知書

年 月 日付け 第 号後期高齢者医療保険料延滞金減免決定通知書で
決定しました 年度分後期高齢者医療保険料延滞金の減免について次のとおり取り消し
ましたので通知します。

被保険者氏名	被保険者番号
--------	--------

減 免 取 消 年 月 日	年 月 日
取消理由	

期別	保険料額	納付年月日	算 出 し た 延 滞 金	減 免 を 受 け た 延 滞 金
8月(1期)				
9月(2期)				
10月(3期)				
11月(4期)				
12月(5期)				
1月(6期)				
2月(7期)				
合 計 額				

○審査請求及び取消訴訟

1 この通知書に記載された処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県後期高齢者医療審査会に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島市を被告として（訴訟において福島市を代表する者は福島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないこにつけ正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消しの訴えを提起することができます。

請求先
福島市長

還付請求書

次の還付金を請求し、指定の口座に振込みを依頼します。

■請求者情報

請求日 年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称） 勤務・職業 電話番号（日本通話先）
()

■振込先口座情報

①公金受取口座開設の場合は

公金受取口座を利用します 又は支店に二種宅配券：公金手取口座引渡しを要する場合、口座開設は記入不要です。
公金受取口座に記入して下さい。

②金融機関（ゆうちょ銀行を除く）への振込みの場合

金融機関名	支店名	取扱業務		取扱業務		取扱業務
		本店	支店	本店	支店	
郵便局	支店名	本店	支店	本店	支店	取扱業務

③ゆうちょ銀行への振込みの場合（注）ゆうちょ銀行の記号と番号の間に1桁の数字がある場合、その数字は記入不要です。

記号番号	1	0	-	1	現金 科目 番号
------	---	---	---	---	----------------

上記②～③に記入した場合は、以下④も記入してください。

④口座名義人

預け方名						
預け方名	田中ひがみ	田中ひがみ	田中ひがみ	田中ひがみ	田中ひがみ	田中ひがみ
姓名（姓氏）						

■還付金情報

還付金受取者	還付金額	円	還付金等の理由
枝目	年次・通知書番号	年次	年次分

様式第9号(第7条関係)

(表)

福島市後期高齢者医療保険徴収職員証		
写真	所属	第 号
	職名	
	氏名	
	生年月日	
年 月 日		
福島市長		印

(裏)

- 1 本証は、保険料その他の徴収金の徴収に関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証を紛失したときは、直ちに届け出なければならない。
- 5 本証は、新たな証の交付を受けたとき、又は資格を失ったときは、直ちに返還しなければならない。
- 6 本証の有効期間は、交付の日から5年とする。

様式第10号を削る。

附 則

この規則は、令和8年1月5日から施行する。